

産業廃棄物処理計画書

令和6年6月30日

鳥取市長 様

提出者

住 所 鳥取県岩美郡岩美町浦富3081-21

氏 名 吾妻商事株式会社

代表取締役 山本 明英

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0857-72-2501

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	吾妻商事株式会社
事業場の所在地	鳥取県岩美郡岩美町浦富3081番地21
計画期間	令和7年4月1から令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	建設業・産業廃棄物処理業
② 事業の規模	昨年度の元請完成工事高 491百万円
③ 従業員数	66名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙のとおり

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	排 出 量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	排 出 量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現場内で徹底した分別を行い、混合廃棄物となる割合を抑えている
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現状どおり

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(これまでに実施した取組)		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
※事務処理欄			

備考

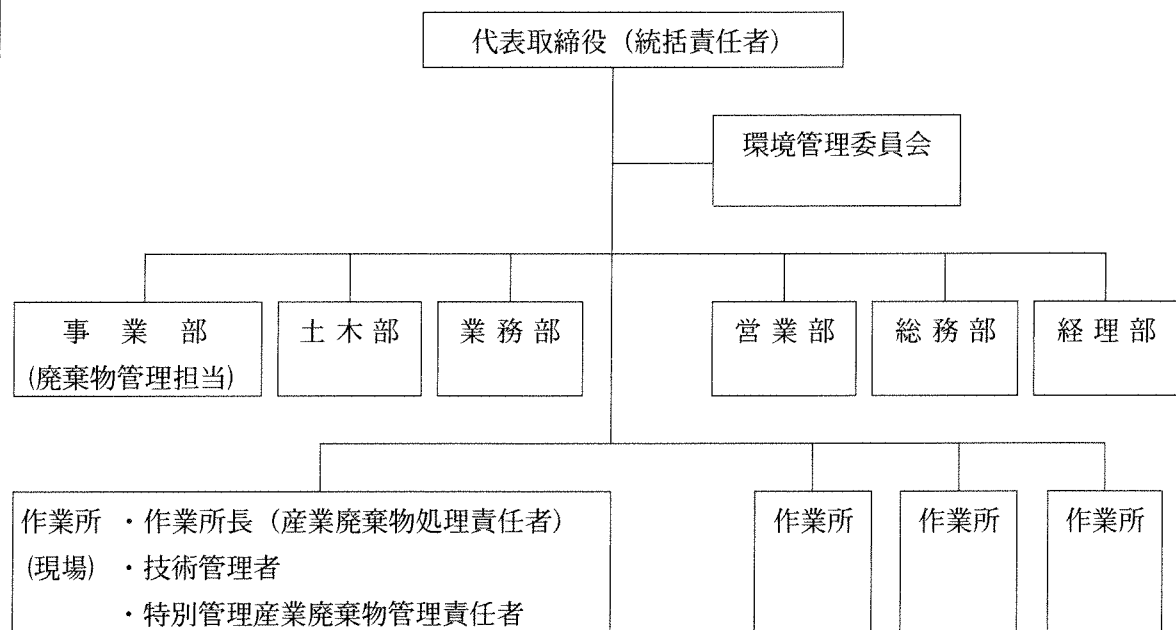
- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(1) 責任者及び管理組織図

統括責任者		代表取締役社長 山本 明英
廃棄物担当		組織名： 事業部 組織人数： 15人
役割	環境管理委員会	○廃棄物処理に関する検討 廃棄物の発生抑制、再生利用、中間処理、適正処理の推進、計画的な廃棄物の管理運営を行う上で必要な事項を検討する。 ・委員長 代表取締役社長 ・委員 関連部署各部長 ・事務局 事業部
	廃棄物処理統括責任者	○廃棄物処理方針の策定 ○廃棄物管理規定の策定・改廃 ○廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認
	廃棄物管理担当部長 (事業部長)	○廃棄物処理計画の作成 ○廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ○処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理 ○委託契約の締結 ○産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物管理票の交付・管理 ○特別管理産業廃棄物管理責任者、技術管理者等の設置 ○監督官庁への各種報告 ○社員、関連企業に対する教育・啓発 ○各現場に対する情報提供、支援及び指導 ○その他関係する事項

廃棄物管理組織



(2) 管理体制の強化

① 管理体制

- 関係各部署との連携をとりながら、排出量の抑制を中心とした廃棄物処理に適切に対応するため、社内横断的な組織（吾妻商事環境管理委員会）を編成している。
- 本社は、各作業所（現場）の廃棄物処理状況と管理体制を定期的に点検し指導する。

②管理体制（作業所）

作業所長は、作業所における廃棄物管理組織を整備し、定期点検を実施するなど日常管理の徹底を図る。

③管理方法

廃棄物管理規定を作成し、これに基づき廃棄物を適正に管理する。

(3) 教育・研修

発生する廃棄物の種類、発生状況、処理方法、処理に関する留意事項を整理し、従業員等に定期的に教育・研修等を行う。

○ 管理職環境管理研修

作業所長を対象として、作業所等において発生する産業廃棄物の管理、作業所等において排出される排ガスや排水の管理に係る法制度について、大幅な改正が行われる毎に行う研修制度。

○ 廃棄物処理基礎研修

全ての従業員及び関係業者を対象として、廃棄物関係法令、関係官庁の指導方針を周知、徹底するための教育・研修制度

○ 廃棄物担当者実務研修

各作業所における廃棄物担当者を対象とする、廃棄物の取扱いの実務研修制度

(4) 情報公開

廃棄物処理に関する信頼性を確保するため、廃棄物の発生、分別、再生利用状況等について情報の公開に努める。

産業廃棄物の一連の処理の工程

廃棄物の品目	性状	処 理 方 法 －凡例－ (再)：再生利用 (中)：中間処理 (終)：最終処分 ○：自己処理 ●：委託処理
(a) コンクリートくず (その他がれき類含む)	固形状	骨材化（破碎）（再）○
(b) ガラス・陶磁器くず	固形状	ガラスくず・瓦くず（破碎） 骨材として使用（再）○ その他（終）●
(c) 金属くず	固形状	スクラップ化（圧縮・切断）（再）●
(d) 木くず	固形状	チップ化（破碎・選別）（再）○ 木質燃料化（破碎・選別）（再）○ ----- 焼却→燃えがら（中）●
(e) アスファルトくず	固形状	骨材化（破碎）（再）○
(f) 廃プラスチック類	固形状	破碎（中）●
(g) 繊維くず	固形状	焼却→燃えがら（中）●
(h) 紙くず	固形状	焼却→燃えがら（中）●
(i) 石綿含有産業廃棄物	固形状	（終）●

産業廃棄物の種類別処理状況

(a) コンクリートくず／ 及び瓦等	・コンクリートくずは、破碎施設で破碎後、再生骨材として売却している。 ・瓦は自社の破碎施設で粉碎し、再生砂の代用品として民間工事等に再生利用している。
(b) ガラス・陶磁器くず	・ガラスくず・陶磁器くず等は自社の破碎施設で粉碎し、再生利用されている ・その他の種類は自社の破碎施設で破碎後、処分を委託している。
(c) 金属くず	・鉄材等はスクラップとして再生利用されている。
(d) 木くず	・木くずは、チップ及び木質燃料として再生し売却している。再生に不適な木くずは焼却処理し、燃え殻は、中間処理業者に委託しリサイクルされている。
(e) アスファルトくず	・建設工事の路盤材に再生利用している。
(f) 廃プラスチック類	・中間処理業者に全量委託している。再生可能なものはリサイクルされ、再生に不適なものは埋立処分されている。
(h) 繊維くず	・焼却後、中間処理業者に委託しリサイクルされている。
(i) 紙くず	・焼却後、中間処理業者に委託しリサイクルされている。
(j) 石綿含有産業廃棄物	・埋立処分を委託している。

産業廃棄物処理の課題

発 生 抑 制	・解体工事では、発生量そのものを減らすことはむずかしい。
再 生 利 用	・再生利用の促進のため、現場での徹底した分別が必要である。
中 間 処 理	・廃プラスチック類の再生利用を推進していきたい。
そ の 他	・現場内での徹底した分別の促進により、労務費等の現場経費が増大し経営を圧迫している。また、燃料の高騰も経費増の大きな要因となっている。

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

<具体的取組>

廃棄物の種類	発生量実績 (t/年) (2024年度)	発生量計画 (t/年) (2025年度)	排出抑制量 (t/年)	具 体 的 取 組
コンクリートがら その他がれき類	1665 44	1500 40	165 4	1 施工段階において廃棄物の発生抑制を考慮した工法、資材等を採用する。 ①工場生産製品の採用により現場でのコンクリート打設を減らし余剰材の発生を抑制する。 ②コンクリートの現場打ちを行う場合は、余剰材がでないように十分考慮した材料発注を行う。 ③型枠は木製から鋼製に変更し、型枠ごみの発生を抑制する。 2 施工材料は余剰とならないよう搬入数量を適正に管理する。
ガラス・陶磁器くず	278	250	28	
金属くず	0	0	0	
木くず	433	400	33	
アスファルトがら	99	80	19	
廃プラスチック類	178	150	28	
混合廃棄物	132	100	32	
紙くず	3.52	2	1.52	
繊維くず	1	1	0	
石綿含有産業廃棄物	44	30	14	

・作業所（現場）内で分別を行い、混合廃棄物となる割合をできるだけ抑える。

産業廃棄物の再生利用に関する事項

＜具体的取組＞

廃棄物の種類	再生利用量 （t/年） (2024年度)	再生利用量 計画（t/年） (2025年度)	再生利用量 の増加	具 体 的 取 組
コンクリートがら	1665	1500	-165	
その他がれき	16	20	4	
ガラス・陶磁器くず	202	200	-2	
金属くず	0	0	0	
木くず	393	370	-23	
アスファルトがら	99	80	-19	
廃プラスチック類	0	0	0	
混合廃棄物	0	0	0	
紙くず	0	0	0	
繊維くず	0	0	0	
石綿含有産業廃棄物	0	0	0	

産業廃棄物の中間処理（再生利用を除く）に関する事項

＜具体的取組＞

廃棄物の種類	中間処理に よる減量化 実績 (t/年) (2024年度)	中間処理に よる減量化 計画 (t/年) (2025年度)	中間処理に よる減量分 の増加 (t/年)	具 体 的 取 組
コンクリートがら	0	0	0	
その他がれき類	0	0	0	
ガラス・陶磁器くず	0	0	0	
金属くず	0	0	0	
木くず	35	26	-9	
アスファルトがら	0	0	0	
廃プラスチック類	0	0	0	
紙くず	3.1	1.8	-1.3	
繊維くず	0	0	0	
混合廃棄物	0	0	0	

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

＜具体的取組＞

廃棄物の種類	処理委託量 実績 (t/年) (2024年度)	全処理委託量 計画 (t/年) (2025年度)	優良認定処理 業者への処理 委託量計画 (t/年) (2025年度)	再生利用業者 への処理委託 量計画 (t/年) (2025年度)	処理委託量 の減少量 (t/年)	具 体 的 取 組
コンクリートがら	0	0	0	0	0	
ガラス・陶磁器くず	76	50	0	0	26	
金属くず	0	0	0	0	0	
木くず	5	4	0	4	1	
アスファルトがら	0	0	0	0	0	
廃プラスチック類	178	150	0	0	28	
紙くず	0.42	0.2	0	0.2	0.22	
繊維くず	1	1	0	0	0	
その他がれき類	28	20	0	0	8	
混合廃棄物	132	100	70	0	32	
石綿含有産業廃棄物	44	30	0	0	14	